

平成 20 年 6 月 13 日

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けて

広島労働局

広島労働局は、平成 20 年 6 月 13 日に、連合広島、広島県経営者協会、広島県と共に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけて 広島県四者宣言」を別添のとおり行いました。

現在の社会環境を見ますと、急激な少子高齢化、人口の減少、派遣労働や短期雇用の増加、正社員の長時間労働といった事態が進展する中で、過労死、子育て・仕事の両立困難といった各種問題が発生しています。

このような状況の中で、県内の働く方々が、ライフステージに応じて多様な働き方を選択できる労働環境の整備を推進していくために、仕事と生活の調和を図ることが重要であるとの認識から、このたびの「ワーク・ライフ・バランス四者宣言」を行ったものです。

広島労働局は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関して、平成 19 年 8 月に、「中国・四国ブロック仕事と生活の調和へのアプローチプラン」を提言したところですが、同年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたことを踏まえ、本年度は、広島県と連携して地域特性等を踏まえた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の提言及び目標設定を目的とする仕事と生活の調和推進会議の開催を基本としながら、労働時間等設定改善委員会の設置促進、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、パートタイムから正社員に移行できる仕組みづくりや育児・介護制度の更なる普及、少子化対策のための一般事業主行動計画の策定・実施の推進、パートタイム労働法・育児介護休業制度の周知・広報などの各種取り組みを積極的に行い、仕事と生活の調和に向けた事業場における労使の自主的な活動を促進することとします。



2008/6/13

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現にむけて
広島県 四者宣言

経済のグローバル化や技術革新等の進展に伴う国際競争の激化により企業がコスト削減を迫られた結果、派遣労働や短期雇用など不安定な雇用が増加するとともに、正社員においても過重労働の問題が発生している。

また、人口減少社会における労働力不足が危惧される中で、より多くの人々の就業参加を図るとともに、労働生産性を高めることが必要となっている。

これらの課題を克服するためには、働く者一人ひとりが仕事と生活の調和のとれた働き方を可能とする雇用労働システムを構築し、その意欲と能力を充分発揮できる環境の整備を図ることが必要である。

これには、労働者の生活と企業経営を調和させながら、労使双方の理解・協力のもとに進めていく必要がある。

このため、行政機関である広島県及び広島労働局並びに労使を代表する連合広島及び広島県経営者協会の四者は、働くことを希望する全ての者が、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発など様々な活動について調和を図りつつ、働きがいのある職業生活を営めるよう「仕事と生活の調和の実現」にむけて連携して取り組むことを確認した。

1 労使で話し合う場の設定及び活性化

仕事と生活の調和の実現のためには、労働者と職場の実情に応じたバランスが必要であり、労使で話し合う場(労働時間設定改善委員会など)の設定及び活性化によりバランスのとれた働き方について職場における理解と協力のもとで自主的に取り組む必要がある。

2 多様な働き方が選択できる環境の整備

価値観、家庭環境、人生の目標等、労働者の意識や抱える事情は、多様化している。

このため、労働者と職場の実情に応じた弾力的な労働時間制度や就労形態間の移行ができる仕組みづくりを推進する。

とりわけ、ライフステージ(結婚、出産、子育て、家族の介護等)やライフスタイルに対応する柔軟な働き方を整備することは、人材の確保とその能力の発揮に有効である。

このため、育児・介護休業制度や短時間勤務制度等の普及等により、個人の置かれた状況に応じて柔軟に働き方を選択できる職場環境の整備を推進する。

また、少子化の要因の一つにあげられる「仕事と子育ての両立の負担感」を軽減するとともに、育児等で一度仕事を離れた女性が再び働くことができる環境の整備を図ることは、少子化対策や将来の労働力確保のためにも重要である。

このため、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりにむけて、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施等を推進するとともに、出産・育児などで離職した女性の再就職を支援する。

さらに、就業形態等に関わらず公正な処遇や能力開発機会が確保され、意欲と能力に応じ非正社員から正社員へ移行できる職場環境の整備を推進する。

3 長時間残業の削減と年次有給休暇を取得しやすい環境整備

業務改善による長時間残業の削減は、労働者の心身の健康保持や、労働生産性の向上につながる。また、充実した社会生活を営む上で重要な要素である自己啓発や地域活動等への参加を可能とし、新たな発想による仕事への効果も期待できる。

このため、長時間残業の削減のため職場が一体となって業務の効率化を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりと計画的な取得促進を図る。

以上のような取り組みの推進は、労働者においては多様な働き方の選択を可能にし、企業においては人材の確保・定着、生産性の向上につながり、ひいては、将来の労働力人口の減少を相当程度抑えることが可能となる。

このことから、「仕事と生活の調和の実現に向けて」、労使、行政をはじめ県民が一体となって積極的に取り組むことを宣言する。

平成20年6月13日

連合広島会長

宮地 稔

広島県経営者協会会長

西川 正洋

広島労働局長

落合 淳一

広島県知事

宮田 龍也